

## 那賀川町複合施設建設工事地質調査業務 特記仕様書

1. 本業務は、本特記仕様書及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。
2. 本業務は、那賀川町複合施設建設に伴う地質調査業務であり、調査位置は別添調査箇所位置図を基本とするが、詳細位置は監督員と協議により決定する。
3. 本業務の地質調査内容については、内訳書のとおりとする。
4. 那賀川スポーツセンター敷地内の調査業務であり、調査日程は施設担当者及び監督員と事前に協議の上で決定すること。また、那賀川スポーツセンターでは各種大会等の開催が予定されているため、利用者への事前周知を徹底するとともに、調査実施時は第三者の安全確保に十分配慮したものとすること。
5. 関連業務として、那賀川町複合施設建設工事設計業務を別途発注しているので、連携を図りながら業務を遂行すること。
6. 地質調査業務に必要となる用水については、那賀川スポーツセンターの既存用水が有償にて利用できる。ただし、施設管理者及び水道課と協議すること。